

(2) 救助・救急、医療活動

ア 救助・救急

調査の結果	説明図表番号
<p>(東日本大震災の教訓)</p> <p>防災基本計画（平成20年2月）において、被災地方公共団体は、発災時の救助・救急活動について、その区域内における救助・救急活動を行うほか、必要に応じ、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとされていた。また、必要に応じ、警察庁は広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を、消防庁は緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を、自衛隊は必要に応じ、又は依頼に基づき、救助・救急活動を行うものとされ、さらに、海上保安庁は海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとされていた。東日本大震災においては、警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の各部隊（以下「実動部隊」という。）が多数、救助・救急業務に従事した。</p> <p>防災対策推進検討会議資料では、東日本大震災時の実動部隊による救助・救急活動の教訓として、被災地においては、通信途絶により情報のやり取りが困難であったため、異なる実動部隊との連携が必ずしも円滑ではなかったことなどから、部隊運用の調整が課題であるとされている。</p> <p>また、防災対策推進検討会議最終報告では、実動部隊が連携して効率的な救命・救助活動ができるよう、相互で情報を共有し災害対応を調整する等の意思疎通のルール化を図るべきであるとされている。</p>	<p>図表2-(2)-7-①</p> <p>図表2-(2)-7-②</p> <p>図表2-(2)-7-③</p> <p>図表2-(2)-7-④</p>
<p>(東日本大震災を踏まえた国の取組)</p> <p>平成24年9月の防災基本計画の修正において、i) 国、地方公共団体等は、発災時における救助・救急等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図ること、ii) 救助・救急関係省庁（警察庁、消防庁、海上保安庁及び防衛省）及び地方公共団体は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図ることが追加された。</p>	<p>図表2-(2)-7-①（再掲）</p>
<p>今回、平成25年3月末現在の都道府県における実動部隊との連携状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>(7) 都道府県における実動部隊との連携状況</p> <p>実地調査した29都道府県では、地域防災計画において、具体的な取組内容等として、i) 実動部隊の活動の調整を行うこと、ii) 実動部隊の職員を都道府県災害対策本部に連絡員として受け入れ、当該連絡員が現場の実動部隊との連絡調整に当たること、iii) 都道府県災害対策本部においてヘリコプターの運航調整を行うなど、都道府県と実動部隊が連携することとされており、これらに基づき、平常時において、訓練の実施や災害対策基本法に基づく都道府県防災会議が開催され、実動部隊との連携が図られている。</p>	<p>図表2-(2)-7-⑤、⑥</p>

<p>なお、これらの都道府県の中には、実動部隊との一層の連携を図るため、i) 救助・救急用航空機等の円滑な離発着を行うことができるよう、自衛隊の協力を得て、管制所の設置、飛行統制の実施区域等を定めた飛行統制に係るマニュアルを作成している例や、ii) 自衛隊との連携強化を図るため、知事を始め、当該都道府県防災担当者と自衛隊の現地幹部との意見交換会を行い、意見交換の結果を訓練内容の充実につなげている例がみられた。</p>	<p>図表 2-(2)-ア-⑦</p>
<p>(イ) 都道府県における救助・救急に係る訓練の実施状況</p>	
<p>実地調査した 29 都道府県における警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の実動部隊が参加した救助・救急に係る訓練の実施状況をみると、訓練を実施しているものは平成 22 年度に 14 都道府県 (48.3%) であったが、24 年度は 21 都道府県 (72.4%) となっており、また、これらの都道府県における訓練のうち、実動部隊が全て参加したものの回数は、22 年度が全 33 回のうち 14 回 (42.4%) であったが、24 年度は全 49 回のうち 25 回 (51.0%) となっており、いずれも増加している。</p>	<p>図表 2-(2)-ア-⑧</p>
<p>しかし、これらの都道府県の中には、実動部隊との連携等を図る訓練に関して、i) 災害対策本部に、警察、消防、自衛隊及び災害派遣医療チーム (以下「DMAT」という。) が入ることとなっているが、それぞれに寄せられた情報が他の組織に共有されていない、ii) 救出・救助訓練に警察、消防及び自衛隊が参加しているが、別々に訓練を行ったことから、関係機関間の細やかな連携を図ることができなかつた、iii) 消防、海上保安庁、自衛隊などの関係機関との円滑な連絡調整ができず、傷病者の搬送訓練に支障が生じたなど課題を挙げているものがみられた。</p>	<p>図表 2-(2)-ア-⑨</p>
<p>また、実地調査した都道府県からは、国に対し、i) 実動部隊が参加する図上訓練について、ノウハウがなく、都道府県レベルで訓練を実施する場合の効果的な訓練の手法及び事例を示してほしい、ii) 災害時の救助・救急及び医療活動に係る訓練は、複数の省庁にまたがることから、国、都道府県及び市町村を含めた訓練の手順を示してほしいなどの意見・要望が聴かれた。</p>	<p>図表 2-(2)-ア-⑩</p>
<p>一方、実地調査した 29 都道府県の中には、i) 水没地からの救出・救助訓練において、被災現場に警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関のメンバーで構成される共同調整所を設置し、捜索地域及び捜索要領の調整等を行っている例や、ii) 多数の関係機関が参加し、船舶が寄港できない場合を想定した海上自衛隊の上陸用舟艇による陸上自衛隊の救出救助部隊の海上搬送や DMAT が災害現場に赴き、警察、消防、自衛隊が救出する傷病者のトリアージを行うなど実践的な内容の訓練を実施している例がみられた。</p>	<p>図表 2-(2)-ア-⑪</p>
<p>また、平成 24 年度に警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の実動部隊全てが参加する訓練を実施した 21 都道府県のうち 15 都道府県 (71.4%) において、救助・救急に係る訓練の実施結果について、アンケートの実施、参加機関合同での検証会議等の開催、都道府県における課題の整理等を実施し、次回の訓練内容等に反映させているなどの例もみられた。</p>	<p>図表 2-(2)-ア-⑫、⑬</p>

<p>(ウ) 救助・救急関係省庁における実動部隊間の連携に係る取組の状況</p> <p>内閣府は、現場活動における実動部隊間の連携について、平成 25 年 8 月 20 日、救助・救急関係省庁、厚生労働省、国土交通省及び内閣官房（オブザーバー）が参加した「インシデント・コマンド・システム標準化検討ワーキンググループ」を設置し、26 年 3 月までの間、救助活動に従事する各実動部隊等の情報共有・現地調整、ヘリコプターの運用調整などの課題について検討している。内閣府では、平成 26 年度においても、引き続き、関係機関と連携し、これらの検討を行っていくとしている。</p>	<p>図表 2-(2)-7-⑭</p>
--	---------------------

図表 2 - (2) - ア - ① 防災基本計画等における救助・救急に関する規定

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
災害対策基本法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。（第 62 条第 1 項） ○ 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。（第 70 条第 1 項） ○ 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。（第 70 条第 3 項） ○ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。（第 77 条第 1 項） 	<p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p>
防災基本計画	<p>第 1 章 災害予防 第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害</p>	<p>第 1 章 災害予防 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>復旧・復興への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備関係</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>○ 警察庁及び都道府県警察は、<u>緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備を図るものとする。</u></p> <p>○ 消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等、<u>消防相互応援体制の整備に努めるとともに</u>、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>○ 都道府県等と自衛隊は、<u>おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど</u>、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、<u>共同の防災訓練の実施等に努めるものとする。</u></p> <p>3 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>○ 国、地方公共団体及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に<u>かんがみ</u>、<u>通信手段の確保等</u>を図るものとする。</p> <p>(平成 24 年 9 月新設)</p> <p>11 防災関係機関の防災訓練の実施</p>	<p>復旧・復興への備え</p> <p>2 <u>情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</u></p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>○ 警察庁及び都道府県警察は、<u>広域的な派遣態勢を確保するため、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。</u>(平成 24 年 9 月修正)</p> <p>○ 消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する<u>など消防相互応援体制の整備に努め</u>、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(平成 23 年 12 月及び 24 年 9 月修正)</p> <p>(6) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>○ 都道府県等と自衛隊は、<u>各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど</u>、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、<u>共同防災訓練の実施等に努めるものとする。</u>(平成 24 年 9 月修正)</p> <p>3 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>○ 国、地方公共団体及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に<u>鑑み</u>、<u>情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等</u>を図るものとする。</p> <p>(平成 24 年 9 月修正)</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>○ 救助・救急関係省庁〔消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁〕及び地方公共団体は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>10 防災関係機関等の防災訓練の実施</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>(1) 国における防災訓練の実施 (平成 23 年 12 月新設)</p> <p>(2) 地方における防災訓練の実施 ○ 地方公共団体及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。</p> <p>第 2 章 災害応急対策 第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (平成 24 年 9 月新設)</p> <p>第 3 節 救助・救急、医療及び消火活動 1 救助・救急活動 (2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 ○ 被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常本部等、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図るものとする。</p> <p>(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 ○ 警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。</p>	<p>(1) 国における防災訓練の実施 ○ 自衛隊等の防災関係機関は、国と地方公共団体等との連携強化を図るため、国、地方公共団体等が行う各種防災訓練に積極的に参加するものとする。 (平成 24 年 9 月修正)</p> <p>(2) 地方における防災訓練の実施 ○ 地方公共団体、公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、災害時要援護者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。(平成 24 年 9 月修正)</p> <p>第 2 章 災害応急対策 第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 ○ 国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。</p> <p>第 3 節 救助・救急、医療及び消火活動 1 救助・救急活動 (2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 ○ 被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常本部等、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。 (平成 24 年 9 月修正)</p> <p>(3) 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 ○ 警察庁は、必要に応じ、警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。(平成 24 年 9 月修正)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。 ○ 自衛隊は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼に基づき、救助・救急活動を行うものとする。 ○ 海上保安庁は、海上における災害に係る救助、救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援するものとする。 	<p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海上保安庁は、海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援するものとする。 <p>(平成 24 年 9 月修正)</p>
内閣府防災業務計画	<p>第 2 編 震災対策編 第 1 章 災害予防 第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 5 防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策統括官（防災担当）は、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体等と連携し、大規模な地震や津波を想定した防災訓練を積極的に実施する。 	<p>第 2 編 災害対策編 第 1 章 災害予防 第 2 節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え 7 防災訓練、人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策統括官（防災担当）は、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体等と連携し、大規模な地震、津波等を想定した防災訓練を積極的に実施するとともに、訓練終了後速やかに訓練の評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。(平成 25 年 10 月修正)
国家公安委員会・警察庁防災業務計画	<p>第 2 編 震災対策 第 1 章 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置 第 1 節 災害に備えての措置 第 7 関係機関との相互連携</p> <p>国家公安委員会及び警察庁は、災害警備活動に関し、平素から防災関係機関間において相互支援に関する協定を締結し、情報交換を行うなど連携を確保するものとする。</p> <p>第 2 章 地域防災計画の作成の基準となるべき事項 第 2 節 災害に備えての措置 第 1 警備体制の整備 2 広域緊急援助隊の整備</p> <p><u>広域緊急援助隊が、大規模災害発生時等に直ちに出動できるよう、平素から隊員に</u></p>	<p>第 2 編 地震災害対策 第 1 章 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置 第 1 節 災害に備えての措置 第 7 関係機関との相互連携</p> <p>国家公安委員会及び警察庁は、災害警備活動に関し、平素から<u>他の</u>防災関係機関との間において相互支援に関する協定を締結し、情報交換を行うなど連携を確保するものとする。</p> <p>(平成 25 年 1 月修正)</p> <p>第 2 章 地域防災計画の作成の基準となるべき事項 第 2 節 災害に備えての措置 第 1 警備体制の整備 2 警察災害派遣隊の整備等</p> <p><u>都道府県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合には、警察</u></p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>対する教養訓練を徹底するとともに、<u>招集・出動体制の確立、装備資機材の整備等を図るものとする。</u></p> <p>第7 住民等の防災活動の促進 1 防災訓練の実施 ○ 都道府県警察は、都道府県防災会議の主催する総合防災訓練及び自衛隊、海上保安庁等国の機関と連携した訓練並びに自主防犯・防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練等を通じて、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、住民等の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮するものとする。</p> <p>第8 関係機関との相互連携 都道府県警察は、地方公共団体その他の関係機関と相互に連携協力して災害対策に当たるものとする。</p> <p>第3節 災害発生時における措置 第13 関係機関との相互連携 ○ 関係都道府県警察は、指定地方行政機関、指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p>	<p><u>災害派遣隊の派遣要請が予想されることから、平素から招集・派遣体制の整備等を図るものとする。特に即応部隊については、隊員の安全確保を図りつつ、効率的な救出救助活動等の災害警察活動を行うため、平素から、隊員に対し、災害現場に即した環境下における救出救助技能、自活能力等の向上に向けた教養訓練を徹底するとともに、関係機関との連携体制の強化を図るものとする。</u> (平成24年3月及び25年1月修正)</p> <p>第7 住民等の防災活動の促進 1 防災訓練の実施 ○ 都道府県警察は、都道府県防災会議の主催する総合防災訓練、自衛隊、海上保安庁等国の機関と連携した訓練、自主防犯・防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練等を通じて、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、住民等の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮するものとする。 (平成25年1月修正)</p> <p>第8 関係機関との相互連携 都道府県警察は、地方公共団体その他の関係機関、事業者等と、協定を締結するなど、相互に連携協力して災害対策に当たるものとする。 (平成25年1月修正)</p> <p>第3節 災害発生時における措置 第13 関係機関との相互連携 (同左)</p>
消防庁防災業務計画	第3編 防災に関しとるべき措置（個別災害対策編） 第1章 震災対策 第2節 防災体制 2 震災時の応援体制	第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置 第2編 個別災害対策編 第1章 地震災害対策 第2節 防災体制 2 地震災害時の応援体制

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>(2) 自衛隊に対する派遣要請</p> <p>○ <u>震災時</u>（津波災害が発生し、又は発生するおそれのある場合を含む。以下同じ。）の自衛隊に対する災害派遣要請については、地震発生から速やかに必要性を判断し要請を行うことができるようにするため、あらかじめ、<u>震災</u>の特性に即した具体的な連絡方法、要請方法、受入体制等について、関係機関と十分調整し、平素から連携を強化するよう<u>指導</u>する。</p> <p>第5節 災害予防 4 防災訓練の実施 (1) 総合的訓練の実施</p> <p>○ <u>震災</u>は広域にわたる複合的災害であることにかんがみ、情報の収集・伝達の方法、消防活動、避難誘導、救護活動、交通規制、道路啓開、公共施設の復旧等に重点をおき、関係機関と連携の下に、災害時要援護者をも含めた住民等の参加を得た総合的な防災訓練（実働訓練や図上型訓練等）を実施するよう<u>指導</u>する。</p> <p>(2) 共同訓練の実施</p> <p>○ <u>震災</u>の特殊性にかんがみ、関係機関の連携の下に共同訓練を実施するよう<u>指導</u>する。</p> <p>(平成 24 年 2 月新設)</p>	<p>(2) 自衛隊に対する派遣要請</p> <p>○ <u>地震災害時</u>（又は発生するおそれのある場合を含む。以下同じ。）の自衛隊に対する災害派遣要請については、地震発生から速やかに必要性を判断し要請を行うことができるようにするため、あらかじめ、<u>地震災害</u>の特性に即した具体的な連絡方法、要請方法、受入体制等について、関係機関と十分調整し、平素から連携を強化するよう<u>助言</u>等を行う。（平成 24 年 2 月修正）</p> <p>第5節 災害予防 4 防災訓練の実施 (1) 総合的訓練の実施</p> <p>○ <u>地震災害</u>は広域にわたる複合的災害であることにかんがみ、情報の収集・伝達の方法、消防活動、避難誘導、救護活動、交通規制、道路啓開、公共施設の復旧等に重点をおき、関係機関と連携の下に、災害時要援護者をも含めた住民等の参加を得た総合的な防災訓練（実働訓練や図上型訓練等）を実施するよう<u>助言</u>等を行う。 (平成 24 年 2 月修正)</p> <p>(2) 共同訓練の実施</p> <p>○ <u>地震災害</u>の特殊性にかんがみ、関係機関の連携の下に共同訓練を実施するよう<u>助言</u>等を行う。（平成 24 年 2 月修正）</p> <p>第2章 津波災害対策 第2節 防災体制 (2) 自衛隊に対する派遣要請</p> <p>○ <u>大津波・津波警報発令時及び津波発生時</u>（以下「津波発生時等」という。）の自衛隊に対する災害派遣要請については、地震発生から速やかに必要性を判断し要請を行うことができるようにするため、あらかじめ、津波の特性に即した具体的な連絡方法、要請方法、受入体制等について、関係機関と十分調整し、平素から連携を強化するよう助言等を行う。（平成 24 年 11 月修正）</p> <p>第5節 災害予防 4 防災訓練の実施 (1) 津波避難訓練の実施</p> <p>○ 最大クラスの津波を想定し、津波警報・</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
		<p>避難指示等伝達等に重点をおき、災害時要援護者も含めた住民や事業所等の参加を得た実践的な避難訓練を実施するよう助言等を行う。特に東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域にあつては、積極的な取組を促す。(平成 24 年 11 月修正)</p> <p>(2) 共同訓練の実施</p> <p>○ 津波災害の特殊性にかんがみ、関係機関の連携の下に共同訓練を実施するよう助言等を行う。</p>
海上保安庁防災業務計画	<p>第 2 章 災害予防 第 6 協力体制の確立</p> <p>○ 関係機関等との連携協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。</p> <p>○ 防災業務を総合的かつ効果的に推進するため、長官及び管区本部等の長は、地震災害警戒本部若しくは非常本部等又は関係機関等の対策本部等が設置されたときに、地震災害警戒本部若しくは非常本部等又は関係機関等の対策本部等へそれぞれ職員を派遣する体制を整備する等関係機関等との協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>なお、非常配備又は警戒配備を発令したときにあつても、積極的に関係機関等との協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>○ 関係機関等と定期的な連絡会議等を開催し、当庁の災害発生時における災害応急対策の内容のみならず、通常時の業務内容等について説明し、広く理解と協力を求めるものとする。</p> <p>また、必要に応じて、関係機関又は地方公共団体と相互応援に関する協定等を締結するとともに、これらの機関から相互応援に関する協定の締結等の申入れがあつた場合には、積極的にこれに協力するものとする。</p> <p>第 8 訓練</p> <p>○ 防災業務を迅速かつ的確に実施するため、国が行う総合防災訓練に参画するほか、</p>	<p>第 2 章 災害予防 第 6 協力体制の確立</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>第 8 訓練</p> <p>○ 防災業務を迅速かつ的確に実施するため、国が行う総合防災訓練に参画するほか、</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>次に掲げる訓練を個別に又は組み合わせて年1回以上行うものとし、逐年その内容を高度なものとするよう努めるものとする。</p> <p>なお、訓練を行うに当たっては、被害想定を明らかにするとともに様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとするほか、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要な場合には災害応急マニュアルの見直し等体制改善を図るものとする。</p> <p>また、関係機関等に対し訓練への参加を要請するとともに、積極的に関係機関等の行う訓練に参加するものとする。この場合にあつては、とりわけ情報の伝達、緊急輸送活動、陸上への支援活動、大量の流出油等の防除活動等について、参加した機関のそれぞれの機能の有機的な連携が十分図られたものとなるよう努めるものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策 第4節 災害が発生したときの災害応急対策 ○ 災害が発生したときの災害応急対策としては、まず被害規模等の情報の収集を行い、次いでその情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進めるものとする。さらに、避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処したのちは、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていくものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していくものとする。</p> <p>また、災害応急対策の実施に当たっては、関係機関等と緊密な連携を図るものとする。</p>	<p>次に掲げる訓練を個別に又は組み合わせて年1回以上行うものとし、逐年その内容を高度なものとするよう努めるものとする。</p> <p>なお、訓練を行うに当たっては、被害想定を明らかにするとともに<u>大規模な津波被害を含め</u>、様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとするほか、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要な場合には<u>マニュアル</u>の見直し等体制改善を図るものとする。</p> <p>また、関係機関等に対し訓練への参加を要請するとともに、積極的に関係機関等の行う訓練に参加するものとする。この場合にあつては、とりわけ情報の伝達、緊急輸送活動、陸上への支援活動、大量の流出油等の防除活動等について、参加した機関のそれぞれの機能の有機的な連携が十分図られたものとなるよう努めるものとする。</p> <p>(平成24年12月修正)</p> <p>第3章 災害応急対策 第4節 災害が発生したときの災害応急対策 (同左)</p>
防衛省防災業務計画	<p>第二 災害に対する準備措置 2 関係機関との連絡調整 ○ 災害派遣等における救援活動及び支援活動が円滑かつ効率的に行われるよう、平素から関係機関と次のとおり密接に連絡調整する。</p> <p>(1) 中央における連絡調整</p>	<p>第二 災害に対する準備措置 2 関係機関との連絡調整 ○ 災害派遣等における救援活動及び支援活動が円滑かつ効率的に行われるよう、平素から関係機関及び<u>在日米軍</u>と次のとおり密接に連絡調整する。(平成24年12月修正)</p> <p>(同左)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>中央においては、中央防災会議、同幹事会及び同主事会議の開催時その他必要に応じて随時、平素から災害派遣等に関して関係機関と連絡調整する。</p> <p>(2) 地方における連絡調整</p> <p>地方においては、都道府県防災会議の委員たる部隊等の長が主担任となって、都道府県防災会議の開催時、協同訓練実施時その他必要に応じて随時、平素から自衛隊の災害派遣等の目的、救援の程度、所在部隊の能力その他災害派遣に関して必要な事項について関係機関と連絡調整する。</p> <p>4 防災に関する教育訓練</p> <p>○ 指定部隊等の長、大規模震災災害派遣実施部隊の長、防災派遣実施部隊の長及び原子力災害派遣実施部隊の長は、災害派遣等が迅速かつ適切に行われるよう、次のとおり防災に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(1) 災害派遣等に係る計画に基づき、各部隊等の特性に応じた各種災害救助訓練を行う。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体等の主催する災害救助訓練、水防訓練、防災研究会等に積極的に参加し、相互の能力の理解に努めるとともに協同要領等に関して訓練を行う。</p> <p>(3) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた防災に関する教育を行う。</p> <p>5 防災関係資機材等の整備、点検</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部隊等の長は、当該部隊等に係る救助用資機材その他の防災関係資機材等の保有状況を把握し、平素から十分に整備するとともに、梅雨期、台風期その他災害多発期前には点検を実施して災害派遣等に備える。</p> <p>第三 災害時における措置</p> <p>6 災害派遣の実施</p>	<p>4 防災に関する教育訓練</p> <p>(同左)</p> <p>5 防災関係資機材等及び施設の整備、点検</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部隊等の長は、当該部隊等に係る救助用資機材その他の防災関係資機材等の保有状況を把握し、平素から十分に整備するとともに、梅雨期、台風期その他災害多発期前には点検を実施して災害派遣等に備える。また、<u>防災訓練等を通じ、各部隊等が保有する資機材を使用した救援活動等について、関係機関及び在日米軍と認識の共有を図る。</u></p> <p>(平成 24 年 12 月修正)</p> <p>第三 災害時における措置</p> <p>6 災害派遣の実施</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>(1) 要請による災害派遣 都道府県知事等から派遣の要請があった場合の災害派遣は、一般に次の要領で行う。</p> <p>エ 関係機関との連絡調整 ○ 災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、都道府県知事等、警察、消防等関係機関と密接に連絡調整する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 災害派遣時に実施する救援活動 災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>(1) 要請による災害派遣 都道府県知事等から派遣の要請があった場合の災害派遣は、一般に次の要領で行う。</p> <p>エ 関係機関との連絡調整 (同左)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 災害派遣時に実施する救援活動 災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとし、<u>関係機関及び在日米軍と連携しつつ必要な協力を実施する。</u>(平成24年12月修正)</p> <p>(1)～(12) (略)</p>

(注) 1 防災基本計画等に基づき当省が作成した。なお、防災基本計画については、「東日本大震災前」は平成20年2月に修正された同計画、「東日本大震災後」は23年12月及び24年9月に修正された同計画を基に、「地震災害対策編」の記載によった。また、内閣府防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年9月に修正された同計画、「東日本大震災後」は25年10月に修正された同計画の記載によった。国家公安委員会・警察庁防災業務計画の「東日本大震災前」は平成19年1月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年3月及び25年1月に修正された同計画の記載によった。消防庁防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年3月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年2月及び同年11月に修正された同計画の記載によった。海上保安庁防災業務計画の「東日本大震災前」は平成19年4月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年3月及び同年12月に修正された同計画の記載によった。防衛省防災業務計画の「東日本大震災前」は平成19年9月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年12月に修正された同計画の記載によった。なお、関係府省の防災業務計画については、関係機関との連携に係る規定を中心に記載した。

2 下線は、東日本大震災後の修正箇所を示す。

図表2-(2)-ア-② 東日本大震災における実動部隊等の派遣状況

省 庁 名	部隊等	実 績
警 察 庁	広域緊急援助隊等	(これまでの派遣総数) 約115,000人
消 防 庁	緊急消防援助隊	総派遣部隊8,854隊、総派遣人員31,166人
海上保安庁	—	(これまでの対応勢力総数) 巡視船艇等28,613隻 航空機9,948機 特殊救難隊等2,511人
防 衛 省	大規模震災災害派遣	延べ人員約10,580,000人 (1日の最大派遣人員約107,000人)

(注) 緊急災害対策本部の資料(平成26年3月11日公表)に基づき当省が作成した。

図表2-(2)-ア-③ 東日本大震災における救助・救急に関する教訓

区 分	内 容
防災対策推進検討会議	○ 緊急災害対策本部に「部隊派遣調整グループ」を立ち上げたが、多大な部隊の派遣調整を被災地から離れた東京で実施することとなったため、指示に時間差が生じるなど、派遣調整は困難だった。被災地においては、通信途絶により情報のやり取りが困難であ

区 分	内 容
	<p>ったため、異なる実動部隊との連携が必ずしも円滑ではなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広範囲な地域で大規模な部隊を運用する場合、緊急災害対策本部事務局でどこまで部隊運用を調整すべきかが課題である。 ○ 広範囲で大規模な部隊が連携して効率的な救命・救助活動ができるよう、各省庁の発災後から人命救助を優先した応急対策活動に係る業務の整理、警察・消防・自衛隊等複数の部隊間の現地における通信手段確保、関係機関共同での訓練の実施等について検討し、平成 25 年度中を目途に連携方針を策定する。
岩 手 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地では対策合同本部等を設置し、市町村、消防本部、緊急消防援助隊、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等が情報を共有しながら連携して災害対応に当たったため、効果的かつ効率的な活動ができた。ただし、現場におけるお互いの通信手段が確保されていれば、更なる連携が可能であった。 ○ ①総合調整所及び対策合同本部における調整結果を現場レベルまで必ずしも共有できていなかった、②現場における活動調整を行う現地調整所が浸透していなかった。このため、総合調整所、対策合同本部等での調整結果を末端まで浸透させる指揮命令系統の確立が必要である。 ○ ヘリコプター運用調整について、緊急時のヘリポート計画及び運用が不十分であり、統制・調整が十分に機能しなかったことなどから、①救急患者の搬送時において、ヘリポート上空に数機が飛来し、離着陸に混乱が生じた、②本部支援室のヘリコプター運用調整班といわて花巻空港（県防災航空隊の基地）との連絡手段が限定され、円滑なオペレーションが困難であった、③本部支援室のヘリコプター運用調整班において、防災ヘリ、警察ヘリ及び自衛隊ヘリの活動調整は行ったが、ドクターヘリは枠組みに入っておらず、その動きを把握することが困難であった、④被災地における離着陸場（ヘリポート）が、避難所又は部隊の活動拠点、物資の搬送拠点と近接しており、安全距離の確保等地上における安全確保が問題となった。このため、ドクターヘリの指揮命令系統を明確化する、ヘリポートについて、飛行援助のための航空局の開局等関係機関が情報を共有しながら運行できる体制を検討する。
宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県庁などに寄せられた大量の救助要請に関する情報の処理に追われて、各機関の対応状況を十分に調整できないこともあった。その結果、既に自衛隊などが捜索した場所を他の機関が重複して捜索するという事態も生じた。救助要請に関する情報の収集と集約の方法について再検討し、人命救助に関連する諸機関との調整を円滑に行える体制を再構築する必要がある。 ○ 24 時間以内（初動期）においても、随時関係機関との調整が断続的に行われた。特に、関係機関のヘリコプターを運用調整するため、ヘリコプターによる救助活動が始まる日の出前の毎朝午前 5 時にヘリコプター調整会議を開催していた。さらに、平成 23 年 3 月 26 日以降、関連諸機関による調整会議である「実動機関連絡会同」が行われ、これは、警察、消防、海上保安庁及び自衛隊との情報調整の場として機能した。このような総合調整の場を設けることで、人命救助活動の効率化を図ることができた。 ○ 個人、企業、警察等からのヘリコプターの派遣要請が多岐にわたり、ヘリコプター運用調整班は、要請情報の収集や仕分けの作業に多くの人手が取られるなど情報の整理に時間を要した。このため、ヘリコプターの出動要請に関する情報は、信頼性及び緊急性の異なる様々な要請情報が集まるため、外部・内部から消防職員の応援を受ける等消防のノウハウのある人員の応援を得て、情報を整理する仕組みを強化し、要請情報への対応方針の改善を図る。

(注) 1 「防災対策推進検討会議」の教訓は、防災対策推進検討会議資料に基づき当省が作成した。

2 地方公共団体の教訓は、当省の被災地調査の結果による。

図表 2 - (2) - ア - ④ 防災対策推進検討会議最終報告（平成 24 年 7 月 31 日）（救助・救急関係抜粋）

<p>第 3 章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～</p> <p>第 1 節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組</p> <p>(1) 災害から生命を守るための初動対応</p> <p>(略)</p> <p>④ 救助・消火活動</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>現地において同じ場所を違う実動部隊がそれぞれ搜索するなど、活動の重複・非効率</u>といった課題を改善し、<u>連携して効率的な救命・救助活動</u>ができるよう、危機対応に関する国際的な事例を参考にしつつ、<u>相互で情報を共有し災害対応を調整する等の意思疎通のルール化を図るべき</u>である。このためにも、<u>実動部隊が現地でリアルタイムに情報を共有できる通信手段を確保</u>すべきである。</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

図表 2 - (2) - ア - ⑤ 実動部隊の連携に関する都道府県の地域防災計画の例（東京都）

<p>第 2 部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）</p> <p>第 6 章 広域的な視点からの応急対応力の強化</p> <p>第 1 節～第 4 節 (略)</p> <p>第 5 節 具体的な取組<予防対策> (略)</p> <p>第 5 節 具体的な取組<応急対策></p> <p>1 初動態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 詳細な取組内容</p> <p>ア 東京都災害対策本部の組織 (略)</p> <p>イ 東京都災害対策本部の運営</p> <p>(救出・救助統括室、部門・連携チーム)</p> <p>○ 都本部が設置された場合、都総務局は、本部の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるため、救出・救助統括室、部門、連携チームを設置する。</p> <p>○ 被害状況の把握、救出・救助活動並びに応急対策に関し調整を図るため、<u>危機管理監の下に、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出・救助統括室を設置</u>する。</p> <p>○ <u>救出・救助統括室は、連携チームや各部門との連絡調整を密に行い、各種活動に万全を期す。</u></p> <p>○ 医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧等の様々な応急活動を一体的に実施するため、本部の下に各局、防災機関、関係団体、事業者で構成する連携チームを設置する。</p> <p>○ 関係機関が一同に会し相互に情報の共有化等を図ることで、各対策について円滑に調整し迅速に対応することを目的とする。</p> <p>○ 各連携チームは、チーム内の関係者間のもとより、他チームや各部門とも相互に連携し、各種対策を適切に実施する。</p> <p>○ 総務局長は、主に広報・広聴部門や庶務部門などの事務を統括する。</p> <p>○ 危機管理監は、主に、自衛隊・警察・消防・海上保安庁との調整（救出・救助統括室）、各局や区市町村の調整部門などの事務を統括し、総務局総合防災部長が補佐する。</p> <p>ウ 本部長等の職務 (略)</p> <p>エ 本部派遣員について</p> <p>○ <u>次に掲げる機関のうち、都があらかじめ指定する機関は、本部長室の事務に協力するため、当該機関の職員を都本部に派遣する。</u></p>
--

- ・ 指定地方行政機関
- ・ 東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
- ・ 区市町村
- ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関

○ 本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。

オ～シ (略)

2 消火・救助・救急活動

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都本部	○ <u>救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出・救助統括室を開催し、調整を図る。</u>

(2) 詳細な取組内容 (略)

3 応援協力・派遣要請 (略)

4 応急活動拠点の調整

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都本部	○ <u>オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整</u>

(2) 業務手順

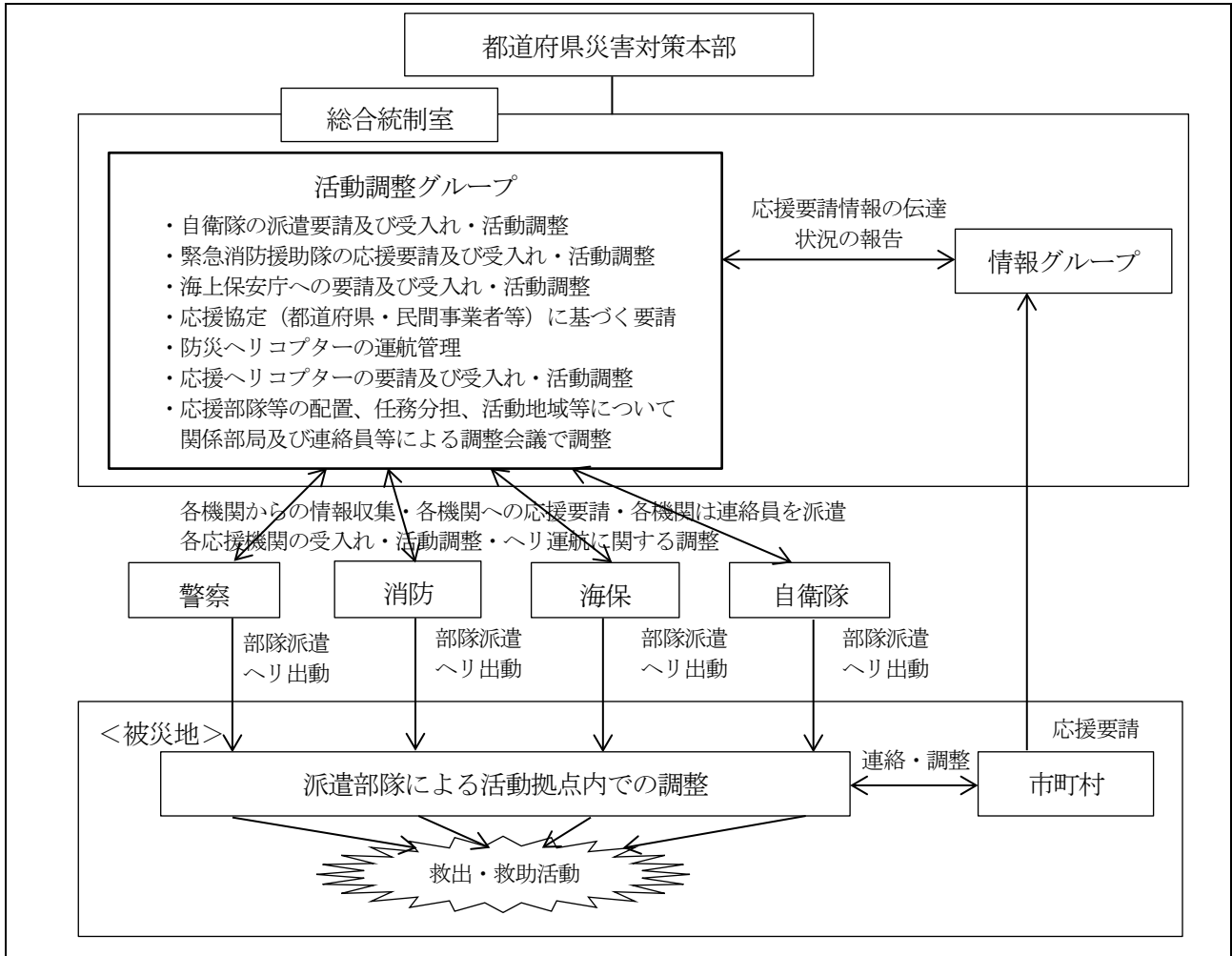
○ 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、都本部で総合的に調整する。

○ (略)

○ 都本部は、都各局及び区市町村の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。

(注) 東京都地域防災計画に基づき当省が作成した。下線は当省が付した。

図表 2 - (2) - ア - ⑥ 都道府県災害対策本部による実動部隊の活動調整の例



(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ア - ⑦ 実地調査した 29 都道府県において実動部隊との連携を効果的に実施している例

地方公共団体名	内 容						
京 都 府	<p>○ 平成 7 年の阪神・淡路大震災の際に、①被災県が、救助・救急等のため災害支援に当たるヘリコプターの離発着場所として救援活動拠点を臨時に設定したが、自衛隊、消防、報道ヘリコプターなど、多数の航空機が被災地周辺に飛来したこと、②発災日の 1 月 17 日時点では、被災地での救援活動拠点において野外管制体制が整っていないことから、救急患者空輸や物資空輸等のヘリコプターの離発着に混乱が生じたこと、③飛行統制が定められていない救援活動拠点周辺では航空機同士の衝突等、二次災害の発生も懸念される状況がみられた。このため、府が平成 24 年度に整備した災害発生時の救援活動の拠点となる「広域防災活動拠点」に、自衛隊、警察、消防などのヘリコプターが円滑に離発着を行うことができるよう、陸上自衛隊の協力を得て離着陸規定（飛行統制空域、一通加点・周波数等）を作成し、飛行統制に係るマニュアルを 25 年度中に作成することとしている。</p> <p>表 マニュアルの項目及び内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛行統制</td> <td>広域防災活動拠点ごとに、飛行統制を行う離着陸規定を作成する。</td> </tr> <tr> <td>飛行統制の実施区域</td> <td>広域防災活動拠点別に、周辺の地形等を考慮した半径 6 ～ 7 km の範囲内に飛行統制を実施する空域を設定する。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	飛行統制	広域防災活動拠点ごとに、飛行統制を行う離着陸規定を作成する。	飛行統制の実施区域	広域防災活動拠点別に、周辺の地形等を考慮した半径 6 ～ 7 km の範囲内に飛行統制を実施する空域を設定する。
項 目	内 容						
飛行統制	広域防災活動拠点ごとに、飛行統制を行う離着陸規定を作成する。						
飛行統制の実施区域	広域防災活動拠点別に、周辺の地形等を考慮した半径 6 ～ 7 km の範囲内に飛行統制を実施する空域を設定する。						

地方公共団体名	内 容	
	位置通報点	広域防災活動拠点周辺の高速道路インターチェンジ、橋など、著名かつ上空からの視認が容易な東西南北数箇所に、航空機から野外管制所（統制所）に交信する位置通報点を設定する。
	航空機への指示等	飛行統制を実施する空域内を通過する航空機については、衝突防止のため位置通報点を左に見て通過することとする。 また、航空機は上記野外管制所（統制所）に対し、定められた周波数を用い、位置通報点上空の通過・高度・時間等、飛行統制に必要な通信を行うこととする。
<p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>また、府では、総合防災訓練などにおいて、野外管制能力を有する陸上自衛隊の協力を得て、会場周辺において陸上自衛隊、海上自衛隊、警察、消防、海上保安庁、国土交通省のヘリコプターに対し、設定した離着陸規定に基づき飛行統制訓練を実施した上で、当該訓練結果をマニュアルに反映することとしている。</p>		
三重県	<p>○ 県では、災害時において多方面にわたる支援能力を有する自衛隊との連携が重要であるとして、防災対策において自衛隊との連携強化を図るため、平成 19 年度から県の防災対策の現状及び連携についての意見交換の場として、自衛隊（陸・海・空）、三重県知事、危機管理統括監、三重県警察本部長、三重県防災対策部長等が参加する防災連絡会議を毎年開催している。</p> <p>同会議においては、南海トラフ地震等により想定される被害を踏まえ、平成 23 年度以降は東日本大震災の現場での活動を通して県と自衛隊で共通する課題についての対策を検討している。県は、県災害対策本部のトップである知事と自衛隊の師団長等の現場のトップが参加することで、トップ同士の顔が見える関係を作っている。</p> <p>その結果、県は、同会議において、自衛隊から提案のあった事項や同会議で検討した事項を速やかに訓練内容に反映させている。例えば、これまで、孤立地域からの救助・搬送については、ヘリコプターで救出し、重傷者を災害拠点病院、救護所及び S C U（広域搬送拠点臨時医療施設）等に搬送することとしていたところ、ヘリコプターの離発着可能で、さらに医療設備を持つ自衛隊の大型の船艇に搬送することが加わるなど、重層的な救出・救助活動が可能となり、訓練内容の充実にもつながっている。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ア - ⑧ 実地調査した 29 都道府県における救助・救急活動に関する訓練の実施状況

(単位：都道府県、回、%)

年 度	平成 22	平成 23	平成 24
都道府県数 (29)	29 (100)	29 (100)	29 (100)
うち実動部隊が参加	14 (48.3)	16 (55.2)	21 (72.4)
訓練回数	33 (100)	39 (100)	49 (100)
うち実動部隊が参加	14 (42.4)	17 (43.6)	25 (51.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 海岸を有する都道府県については、警察、消防、海上保安庁及び自衛隊が参加した訓練を計上し、内陸部の都道府県については警察、消防及び自衛隊が参加した訓練を計上している。なお、国の行政機関が主催する訓練は除外した。

図表 2 - (2) - ア - ⑨ 実地調査した 29 都道府県における救助・救急活動での実動部隊の連携に関する主な課題

類 型	内 容
訓練における情報の共有、連携の確認が不十分	○ 災害対策本部に、消防本部、自衛隊、警察、DMATが入っているが、それぞれに寄せられた情報が他の組織に共有される体制になっていない。このため、訓練においても、情報が共有されておらず、今後、それぞれの機関に寄せられた情報を統一的に把握し、業務を割り振る必要がある。
	○ 災害発生時の限られた時間の中で、多数の傷病者の手当に当たることの困難さ、通常の救急医療との違いは理解できたものの、自衛隊、警察及び消防が、別々に救出・救助訓練を行っており、それらの機関の細やかな連携を図る訓練ができなかった。
	○ 関係機関との連絡調整について、確認する機会が少ないことから、訓練においても県災害対策本部、消防、海上保安庁、自衛隊などの関係機関との円滑な連絡調整ができず、傷病者の搬送に支障が生じた。
訓練内容の充実が必要	○ 各都道府県における訓練も必要であるが、実災害を想定し、複数の都道府県が同時に行う訓練についても、今後、増やしていく必要がある。
	○ 消防本部や医療本部との連携による的確な図上訓練を実施する必要がある。
ヘリの運航に係る連携、調整が必要	○ 消防防災ヘリとドクターヘリでは、運航調整を行う体制が異なるため、発災時にうまく調整できない可能性がある。今後、消防防災ヘリの運航調整を行う担当にドクターヘリの運航調整員を加える必要がある。
	○ 消防、DMAT、ドクターヘリが連携する訓練を実施し、より現実の被災環境下に近い状況での連携確認が必要である。
人材、資機材が不足	○ 必要な情報通信・情報整理のための機器が不足している。特に、応援要員も含めた現場の消防部隊との通信手段が不足しており、現状では消防無線も限界がある。各市町村の消防本部には、消防庁の「動態情報管理システム」を使用する衛星携帯端末が無償貸与されているが、県には貸与されておらず、消防現場とどのように連絡を取るかが課題である。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ア - ⑩ 実地調査した 29 都道府県における救助・救急活動での実動部隊の連携に関する国への主な意見・要望

類 型	内 容
訓練手法、事例、ノウハウの提示	○ 図上訓練についてのノウハウがなく、効果的な実施手法について模索しており、各都道府県レベルで訓練を実施する場合の効果的な図上訓練の手法、事例を示してほしい。
	○ 訓練のシナリオ案の作成に苦勞していることから、訓練ノウハウの情報提供、ノウハウを有した人を派遣してほしい。
	○ 災害時の救助・救急、医療活動に係る訓練については、一つの省庁だけでなく複数の省庁にまたがるため、国、都道府県及び市町村を含めた訓練の手順を明らかにしてほしい。
国等による訓練の実施	○ 大規模広域災害時に県内外の関係機関が連携して活動するための体制の構築、指揮命令系統の検討・検証等を目的として、国レベルでの訓練を継続・定期的実施してほしい。
ヘリの運用調整の方策、ルールの提示	○ ヘリコプターの果たす役割は大きいですが、関係機関が複数にまたがり、地方公共団体だけでは運用調整に関する計画を策定することは困難であるため、国においてヘリコプターの運用調整を含めた救助・救急に関する連携方策を示してほしい。
	○ 災害時における民間の報道ヘリを含めたヘリの統制については、県レベルでは統制できないため、国がルールを策定し訓練を実施することが必要である。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ア - ① 実地調査した 29 都道府県において実動部隊間の連携を図る訓練を効果的に実施している例

地方公共団体名	内 容
愛 媛 県	<p>○ 県では、防災関係機関の連携に重点を置いた実践的な防災訓練を実施することにより、防災体制の一層の充実強化、応急対策の機能向上を図ることを目的として、総合防災訓練を実施している。</p> <p>当該総合防災訓練の救出・救護訓練には、自衛隊、県警察、県内市町の消防本部及び管轄の海上保安部が参加しており、特に、水没地における救出・救護訓練では、①市、県警察、消防本部、海上保安部、陸上自衛隊及び海上自衛隊により構成される共同調整所を設置し、捜索地域及び捜索要領の調整の実施、②県警察、消防本部及び陸上自衛隊による水没地域の捜索、生存者の救助・搬送及び遺体の引上げ・搬送、③海上保安部及び海上自衛隊による水没地域沖合の捜索及び生存者の救助・搬送、④消防防災航空隊による消防防災ヘリによる生存者の救出・搬送など関係部隊間の連携を図るための訓練を実施している。</p>
神奈川 県	<p>○ 県では、毎年実施していた総合的な防災訓練を、平成 24 年度から大規模災害時の医療支援体制の強化を目的とする、自衛隊医療関係部隊、DMAT、日本赤十字社などの医療関係機関と連携した救急医療訓練主体のビッグレスキューかながわとして、平成 24 年 9 月に横須賀市と合同で実施した。</p> <p>同訓練では、自治会、警察、消防、海上保安庁、自衛隊、在日米軍、日本赤十字社、DMAT を保有する病院、医療関係機関など約 100 機関の参加・協力を得て、①多重衝突現場、倒壊建物及び中高層建物からの被災者の救出救助、②船舶が寄港できない場合を想定した海上自衛隊の上陸用舟艇による陸上自衛隊救出救助部隊の海上搬送、③DMAT が災害現場に赴き、警察、消防及び自衛隊が救出する傷病者のトリアージ、④負傷者を隣接する医療救護エリア、海上自衛隊艦艇及び域外の災害拠点病院への搬送、⑤災害拠点病院と DMAT との連携活動、⑥海上自衛隊の輸送艦内における医療救護等を実施している。</p> <p>また、県は、同訓練終了後、参加構成員による事後検討会を実施し、参加者から、関係機関の連携を強化することができたなどの意見が聴かれたとしている。</p> <p>なお、県では、平成 25 年度以降、県内市町村と連携し、同訓練を実施していく予定としている。</p>
山 形 県	<p>○ 県では、県地域防災計画及び保健医療計画に基づき、災害時における効率的かつ安全な医療救護活動体制の整備を図るとともに、医療関係者、救急関係者等に対する普及啓発を図るため、災害時医療救護訓練（エマルゴトレーニング）（注）を平成 22 年度から実施している。</p> <p>災害時医療救護訓練（エマルゴトレーニング）は、災害拠点病院、DMAT、警察、消防本部、海上保安部、自衛隊、日本赤十字社、県、市町村等、災害時の医療救護活動に携わる関係機関が参加し、多数の傷病者が発生した大規模災害時に、時間経過とともにどのように連携機能を発揮していくべきなのか、その在り方を検証することを目的とするものであり、シナリオを参加者に伝えない「ブラインド型」の図上訓練形式で行われる。また、当日は、1 回 90 分程度の訓練がプレーヤーを入れ替えて 2 回実施され、訓練終了後、それぞれの活動について反省会が行われることで、訓練の実効性が検証されている。</p> <p>なお、県では、多数の機関が参加して実施することにより、参加機関の担当者同士の「顔の見える関係」の構築が促進され、災害対応のスキルアップと共に関係機関相互の協力体制の整備も図られているとしている。</p> <p>（注）県によると、災害時医療救護訓練（エマルゴトレーニング）とは、傷病者、ヘリ、救急車等を人形に置き換えて、災害時における関係機関による連携活動等を検証するトレーニングである。</p>

（注）当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ア - ⑫ 平成 24 年度に警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の実動部隊関係機関が参加して訓練を実施した 21 都道府県における救助・救急活動に関する訓練結果の検証状況

(単位：都道府県、%)

区 分	訓練結果の検証を実施					訓練結果の検証を未実施	合計
	アンケートを実施	検証会等を開催	アンケートを実施及び検証会等を開催	都道府県において課題を整理	計		
都道府県	6 (28.6)	3 (14.3)	4 (19.0)	2 (9.5)	15 (71.4)	6 (28.6)	21 (100)

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ア - ⑬ 救助・救急活動に関する訓練結果の検証の例

地方公共団体名	内 容
愛 媛 県	<p>○ 県では、総合防災訓練の後、参加機関に対し、訓練の成果、反省点・改善点及び来年の訓練に向けての要望について自由記載でのアンケート調査を実施するとともに、参加機関合同の反省会を実施し、訓練内容の検証を行っている。</p> <p>平成 23 年度の総合防災訓練の結果の検証会において、東日本大震災での活動をいかすため、ゴムボートでの搜索等水没地における救助・救急活動に係る訓練の必要性が提案されたことから、24 年度の総合防災訓練においては、津波被害による水没地域を想定し、陸上自衛隊、消防等が協働した救出・救助訓練を実施している。</p> <p>平成 24 年度の総合防災訓練の結果の検証において、当該訓練に参加した機関からは、①救助した遭難者の搬送先が十分に準備されていなかったことから、救助した人の搬送要領についても市、消防等との連携が必要である、②東日本大震災の際、県及び市の職員や住民から搜索依頼があったことから、共同調整所では、部隊関係機関のみならず県及び市の担当者等を含め調整することが必要であるとの反省点がみられた。</p> <p>一方、県では、訓練の成果として、①実際に水上・水中の各部隊が連携して搜索等を行うなど、これまでに実施したことがない新たな訓練が取り入れられ、今後の災害対策を検討する上でも有意義な訓練であった、②警察、消防、海上保安庁、海上自衛隊等様々な機関と調整することにより、災害対応能力の向上を図ることができた、③共同調整所において、搜索要領等について調整できたことは連携要領を演練する良い機会となったなどの意見が出され、訓練の検証が次回の訓練の内容の充実につながっているとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ア - ⑭ インシデント・コマンド・システム標準化検討ワーキンググループの概要

区 分	内 容
参加府省庁	内閣府（運営）、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、内閣官房（オブザーバー）
設置の趣旨	<p>平成 25 年 5 月 10 日の衆議院災害対策特別委員会において、古屋防災担当大臣が「アメリカのインシデント・コマンド・システム（ICS）（注）を参考にしながら、何が取り組むことができるのかなということ、関係省庁とも連携をして勉強をしていきたい」と発言。</p> <p>また、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」において、「広域応援等を円滑に実施するための災害対応の標準化に向けた検討」を進める旨が記載。</p> <p>これらの動き等を踏まえ、アメリカのICS等を参考にしつつ、我が国の現状に合わせたICSの標準化や課題等について、関係府省が連携して検討し、標準化可能な事項の推進を図る。</p> <p>(注) インシデント・コマンド・システム（Incident Command System）とは、2004 年に米国国土安全保障省によって制定された国家インシデント・マネジメント・システムによって、その使用が義務化された</p>

区 分	内 容
	制度で、警察、消防、軍等の実動機関が、自然災害に限らず、事故災害、テロ及び戦争を含めた、およそ全ての緊急事態への対応に当たって必要となる組織や指揮命令系統等の共通の基準となるシステムとされている。
検討事項	関係機関が相互に連携することにより標準化できる事項及びその際の課題について検討 (標準化検討対象事項) 救助活動に従事する各実動部隊等の情報共有・現地調整、ヘリコプターの運用調整など

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。